

会議録

審議会名	令和5年度 第3回杉戸町地域福祉計画推進協議会
開催日時	令和5年12月13日(水) 14時00分～14時57分
開催場所	杉戸町役場 第二庁舎2階 1・2会議室
会議の議題	(1) 第3次杉戸町地域福祉計画 計画書案の検討について (2) パブリックコメントの実施について (3) その他
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ 非公開 (公開の場合傍聴者数 4人)
	(非公開の場合理由)
出席委員氏名	長岡朝子委員、藤倉正委員、金森孝之委員、大久保佐知子委員(副会長)、藤田敏男委員、間宮佐委員(会長)、笹川景子委員、末永さやか委員、濱田明美委員

発言者	審議の概要
事務局	<p data-bbox="432 383 564 421">1 開会</p> <p data-bbox="432 479 628 517">2 あいさつ</p> <p data-bbox="432 575 564 613">3 議題</p> <p data-bbox="432 624 1230 663">(1) 第3次杉戸町地域福祉計画 計画書案の検討について</p> <p data-bbox="432 674 991 712">(2) パブリックコメントの実施について</p> <p data-bbox="432 723 608 761">(3) その他</p> <p data-bbox="432 819 1370 947">(「(1)「第3次杉戸町地域福祉計画 計画書案の検討について」及び「(2)パブリックコメントの実施について」事務局・町社協より説明があった。)</p> <p data-bbox="432 1010 943 1048">委員からの質問・意見等は以下の通り。</p>
委員	<p data-bbox="432 1111 1370 1854">39 ページに SDGs の図がありますが、これは実際に計画として出す際はもう少しはっきりしたものになりますか？ちょっと見づらいと思います。43 ページの総合相談窓口の話の中で、子育て世代包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点を一緒にして、子ども家庭センターを設置することになっていると思います。今年度から、子ども家庭庁が創設され、子どもの問題を総括的に取り扱う形になっており、その中に障害児教育も含まれているが、子ども家庭センターの中の障害児の部分が少し希薄だと思います。国の施策の中で、明確に示されていない部分をどうするのかということがあると思いますが、障害児の施策の中で福祉課も含めて、自立支援協議会で検討している部分もあると思いますが、総合相談支援と子どもの部分、子育て支援課の地域子育て支援拠点等、色々な言葉が出てきますが、言葉だけでは非常にわかりづらいと思います。例えば 71 ページのように、可視化、図式化して分かりやすくなると思います。子ども家庭センターの中で、障害のあるお子さんの問題があった時にどこに繋がるのか、専門性が大事になるので、専門的な機関との連携が明記されていると分かりやすくなると思います。</p> <p data-bbox="432 1872 1370 2000">成年後見人について、67 ページの社会福祉協議会の取り組みの中で、市民後見人の育成という文言がいきなり出てきているので、成年後見制度の内容の中に含めてもいいのではないかと思います。</p>

事務局	<p>39 ページの SDGs については改善したいと思います。43 ページの子ども家庭センター、45 ページの地域子育て支援拠点の位置付けについては、一般の方には見えにくい部分ではあるので、今後どうなるかはっきり図式化出来るよう、改善を図りたいと思います。</p> <p>67 ページの権利擁護関係、68 ページの成年後見制度については、成年後見制度は基本計画的な部分があり、どちらかと言えば計画の方は、市民後見人の養成講座を開設して市民後見人を育成するという、今後の取り組み方、権利擁護の体制の充実については、市民後見人になった方々のアフターフォロー的な要素で、育成、指導をしていくという意味合いなので、別な形で今回は記載しているので、ご理解いただきたいと思います。</p>
委員	<p>市民後見人の記載の順番が逆なのではないかと思います。</p>
会長	<p>市民後見人については、養成講座を開催しても全員が活動出来るわけではないので、権利擁護に関する事業の方の活動にも支援していただきたいと考えています。</p>
委員	<p>72 ページの避難行動要支援者について、毎年6月、7月に危機管理課から民生委員に名簿をいただきますが、その際に必ず質問が出るのが、区長や町会長の立場の方の名前の記載が無いということです。自主防災組織に入っている区長のところには名簿が行くようだが、そこに入っていない区長のところには名簿が来ないようです。本人の了解を得ているとは思いますが、もう少し間口を広げて、自主防災組織に所属していなくても名簿を配布した方がいいと思います。</p>
事務局	<p>避難行動要支援者名簿の配布方法については、個人情報の観点からも危機管理課で配布ルールを決めているので、何かの機会に民生委員から危機管理課に伝えていただきたいと思います。</p>
委員	<p>毎年言っているのですが。</p>
事務局	<p>恐らくルール化されているので、ここで窓口を広げることを決めるのは難しいので、要望については、その都度危機管理課に伝えていただきたいと思います。</p>

委員	危機管理課がそれを承諾すれば、このあたりも変更されますか？
事務局	そうだと思います。
委員	市民後見人について、一般的に法定後見人だと思いますが、違いはあるのでしょうか。
事務局	法定後見人と役割は同じで、財産管理や諸手続を担っています。
委員	法定後見人と同じ権利ということですね。
事務局	そうです。裁判所から指名されます。
委員	市民後見人の講座は、かなりの時間を要しますよね。
会長	講座は、カリキュラムが示されており、時間数がかなりあります。
委員	パブリックコメントの意見はインターネット上から送付ということですか。
事務局	そうです。
事務局	<p>(3) その他</p> <p>「アンケート報告書」について事務局より説明があった。</p> <p>今回の第3次地域福祉計画策定に向けた調査として、令和5年7月から8月の期間で、町民アンケート調査を実施し、前回の推進協議会では、単純集計資料等をお示しさせていただいたところです。</p> <p>今回、アンケート調査報告書が完成いたしましたので配布させていただきます。計画策定の作業にあたり、福祉課でもこの調査報告書から、住民の抱えている問題、課題を読み取り、それを解決できるような取組み、施策を検討したいところです。推進協議会の皆様におかれましても、今後の参考資料にいただければと考えております。</p> <p>意見等なし</p>
	4 閉会